

第1回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

令和2年10月9日（金）午前10時から午後0時まで

2 場所

警察総合庁舎7階大会議室

3 有識者委員

井田 良	中央大学大学院法務研究科教授
猪野 憲一（京子）	桶川事件御遺族
小早川 明子	NPOヒューマニティ理事長
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
番 敦子	弁護士
星 周一郎	東京都立大学法学部教授

4 警察庁出席者

小田部 耕治	生活安全局長
檜垣 重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
立崎 正夫	生活安全局生活安全企画課長
鈴木 邦夫	生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長
岩元 正一	生活安全局調査官

5 議事概要

(1) 生活安全局長挨拶

小田部生活安全局長から、開会の挨拶があった。

(2) 座長選出

井田委員が座長に選出された。

(3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(4) 自由討議

主としてGPS機器を用いて位置情報を取得する行為の規制の要否について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 規制の要否について

- 最高裁判決後のことだが、先日、避難していた被害者のところに手紙が届いた。その後、加害者が被害者の車両にGPSを付けていたことが分かった。加害者からは法律違反ではないから悪くないと言われたことがあった。GPSを付けてずっと被害者

のことは見ていると、加害者も止められなくなるので、早く規制した方がよいと思う。被害者はどこかで見られているということ自体が怖いし、気持ち悪いと感じている。ストーカー行為の目的を秘して、探偵にGPSを付けさせている事例もある。

- GPSは、簡単に相手の動静をうかがい知ることができるため、これが規制されないとすると、被害者のプライバシーが守られず、被害者が非常に怖い思いをするので、法改正をして規制してほしい。
- 不審者を見かけたら、交番、学校等に知らせることができる。これに対し、GPSを取り付けられてしまうと、不審者の姿は見えないが、被害者だけがどこかから見張られている状態になるので、規制すべきである。
- GPSで位置情報を得ることと実際に見て被害者の情報を得ることに違いはないと思う。前者の方が、詳細に情報を集めることができ、満たされない感情がエスカレートしていくリスクはむしろ大きいのではないか。現行法の解釈では規制対象とすることが難しいのであれば、法改正して早急に規制すべきである。
- ストーカー行為等による被害者を出さないようにするため、GPS機器等を用いた追跡や情報収集のうち、つきまとい等と同一視できる行為については、法の規制対象として加えるべきである。

イ 規制の方向性について

- 法改正に当たっては、今後のIT化の進展を考慮した規制ができると望ましい。
- 当面はストーカー行為を目的としたGPSに関する規制ということになるが、科学技術の進展を考慮して、機器の種類を問わず包括的に取り締まることができるようになるとよい。
- GPSを使って情報を取得したり、つきまといに類似するような行為を行うことを規制する場合は、定型的に現場で判断できるような規定にする必要がある。
- GPSで継続して情報を得ることと比べると、リアル空間では相当な労力が必要となるが、加害者の危険性に差異はないと思う。また、リアル空間で認識できる怖さと、いつの間にかGPSを取り付けられてしまうという見えない不安感も、被害者にとっては本質的に差異はないと思う。

- GPSを取り付け位置情報を得るということは、何回も取り付ければ物理的な「反復」になるが、継続して位置情報を得ることも出来るので、これまでの「反復」とは意味合いが異なっている点は検討が必要だ。

ウ その他

- 加害者に対する警告手続としては、その他の措置としての警告と、ストーカー規制法に基づく警告があるが、被害者にはどちらの警告が行われたかが分かりづらいので、理解しやすいように説明してほしい。
- 転送されることを見込んで手紙の中にGPSを入れて送ってくる加害者もいる。加害者からはストーカー規制法のどこに手紙の送付がダメと書いてあるんだと言われた。GPSの規制に併せて、手紙の送付も規制した方がよい。
- 技術の進展等により現在は想定できないような行為への対応については、警察本部長等にもう少し裁量を与えて警告のような行政的な手法を弾力的に運用するという方法もあるのではないか。

以上